

浜松市野生動物捕獲事業費報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、イノシシ、サル、シカ等の野生動物による農林水産物の被害を防止し、もって本市の農林水産物の振興及び経営の安定を図るため、農林水産物の被害原因となる野生動物(以下「野生動物」という。)捕獲を目的に組織された団体及び野生動物捕獲を行う市内の猟友会に対して交付する浜松市野生動物捕獲事業費報奨金(以下「報奨金」という。)について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 国庫補助事業とは、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱(平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知)により実施される事業をいう。
- (2) 市単独事業とは、本報奨金交付要綱のみにより実施される事業をいう。

(交付の対象等)

第3条 報奨金の交付を受けることができる対象者、対象事業、対象野生動物及び交付額は、別表1に定めるところとし、市長は予算の範囲内で報奨金を交付するものとする。

2 前項の報奨金は、国庫補助事業と市単独事業を分けて交付する。

(交付の申請等)

第4条 報奨金の交付を受けようとする者は、対象野生動物の捕獲完了後に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式第1号及び第2号)
- (2) 事業実績表(様式第3号)
- (3) 捕獲した対象野生動物の尻尾又は耳。ただし添付には次のことに留意する。
 - ア サル - 尻尾、シカ - 尻尾、イノシシ - 尻尾、ノウサギ - 両耳、ハクビシン - 尻尾、タヌキ - 尻尾、アナグマ - 尻尾、アライグマ - 尻尾、カラスのみ写真とし、行政担当職員が対象鳥獣の尻尾又は耳等を写真撮影するものとする。ただし、これらの添付が不可能な場合は、これに準ずるもので代用できるものとする。
 - イ 事業者は、捕獲した対象野生動物を飼養目的で止め刺しを行わない場合は、引渡先との引渡内容が分かる契約書等を事業実績表(様式第3号)に添付しなければならない。ただし、引渡が有償で行われる場合は、対象外とする。
- (4) 国庫補助事業の場合は、捕獲写真及び鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における被害防止目的捕獲確認書(様式第5号)を添付する。

2 申請書の提出

申請書の提出時期は、年2回とする。

- (1) 前期:4月1日から9月30日までの事業は、10月1日から10月10日までに申請する。
- (2) 後期:10月1日から3月31日までの事業は、事業終了後10日以内、且つ、3月31日

までに申請する。

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の申請があったとき、その内容を確認調書 (様式第 4 号) 又は鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における被害防止目的捕獲確認書 (様式第 5 号) 等において審査し、交付の可否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知様式は、交付決定通知書 (様式第 6 号) 又は不交付決定通知書 (様式第 7 号) とする。

(報奨金の交付決定の取消)

第 6 条 市長は、報奨金の交付を受けた者が、不正な手段及び不適正な捕獲等により、交付を受けたと認められる場合、報奨金の交付を受けた者に通知し、報奨金の交付の決定を取り消すことができる。

2 前項の通知は、交付決定取消通知書 (様式第 8 号) とする。

(報奨金の返還)

第 7 条 市長は、交付の決定を取り消された者に対して、前条の取消通知書をもって、報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付の条件)

第 8 条 報奨金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を交付の条件として遵守しなければならない。

(1) 当該報奨金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を整え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を 5 年間保管しておかなければならない。

(2) 前条により報奨金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、浜松市補助金交付規則 (昭和 55 年浜松市規則第 17 号以下「規則」という。) 第 18 条の 2 の規定を準用し、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

(3) 報奨金の返還の請求を受け、当該報奨金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定を準用し、交付すべき報奨金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(4) この要綱に基づく市長の指示に従うこと。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 3 月 31 日までの報奨金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 33 年 3 月 31 日までの報奨金に適用する。

別表 1

対象者	対象事業	対象野生動物及び交付額
<p>(1) 農林水産物の被害原因となる野生動物捕獲を目的に組織された団体</p> <p>(2) 農林水産物の被害原因となる野生動物捕獲を行う市内の猟友会</p>	<p>以下に定める(1)又は(2)に基づいて行う野生動物の駆除</p> <p>(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年度法律第88号。以下「法」という。)第2条第5項、第11条第2項で定められた狩猟期間外においては、農林業被害防止を目的に、法第9条第1項の許可(以下「許可」という。)を受けて、要綱第3条別表で定められた野生鳥獣を捕獲する場合</p> <p>(2) 狩猟期間内においては、法第28条で定められた鳥獣保護区等で、農林水産業被害防止を目的に、許可を受けて対象野生動物を捕獲する場合</p>	<p>以下の野生動物の駆除に要する経費</p> <p>国庫補助事業分</p> <p>(1) サル 成獣1頭あたり 8,000円 幼獣1頭あたり 1,000円</p> <p>(2) シカ 成獣1頭あたり 7,000円 幼獣1頭あたり 1,000円</p> <p>(3) イノシシ 成獣1頭あたり 7,000円 幼獣1頭あたり 1,000円</p> <p>(4) ハクビシン 1頭あたり 1,000円</p> <p>(5) タヌキ 1頭あたり 1,000円</p> <p>(6) アナグマ 1頭あたり 1,000円</p> <p>(7) アライグマ 1頭あたり 1,000円</p> <p>市に登録されているジビエの処理加工施設へ搬入した場合、9,000円</p> <p>市単独事業分</p> <p>(1) サル 1頭あたり 30,000円</p> <p>(2) シカ 1頭あたり 10,000円</p> <p>(3) イノシシ(くくりわな及び銃で捕獲) 1頭あたり 20,000円</p> <p>(4) イノシシ(箱わなで捕獲) 1頭あたり 10,000円</p> <p>(5) ノウサギ 1羽あたり 3,000円</p> <p>(6) ハクビシン 1頭あたり 3,000円</p> <p>(7) タヌキ 1頭あたり 3,000円</p> <p>(8) カラス 1羽あたり 1,000円</p> <p>(9) アナグマ 1頭あたり 3,000円</p> <p>(10) アライグマ 1頭あたり 3,000円</p>

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

申請者

氏名(名称及び代表者氏名) 印

年度 浜松市野生動物捕獲事業費報奨金
国庫補助事業分 交付申請書(前期、後期)

年度において、下記により、浜松市野生動物捕獲事業費報奨金の交付をされたく、
浜松市野生動物捕獲事業費報奨金交付要綱第4条の規定により申請します。

なお、交付の際には、下記の口座に振込みしていただくよう併せてお願いします。

記

1 交付申請額 円

2 申請の内容

	対象野生動物		交付金額 (1頭あたり)	捕獲頭数	交付額
1	サル	成獣	8,000円		
		幼獣	1,000円		
2	シカ	成獣	9,000円		
			7,000円		
3	イノシシ	成獣	9,000円		
			7,000円		
		幼獣	1,000円		
4	ハクビシン		1,000円		
5	タヌキ		1,000円		
6	アナグマ		1,000円		
7	アライグマ		1,000円		
合計					

市に登録されているジビエの処理加工施設へ搬入した場合。

3 振込口座の情報

- (1) 金融機関名
- (2) 口座名義
- (3) 口座種別
- (4) 口座番号

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

申請者

氏名(名称及び代表者氏名) 印

年度 浜松市野生動物捕獲事業費報奨金
市単独事業分 交付申請書(前期、後期)

年度において、下記により、浜松市野生動物捕獲事業費報奨金の交付をされたく、
浜松市野生動物捕獲事業費報奨金交付要綱第4条の規定により申請します。

なお、交付の際には、下記の口座に振込みしていただくよう併せてお願いします。

記

1 交付申請額 円

2 申請の内容

	対象野生動物	交付金額 (1頭あたり)	捕獲頭数	交付額
1	サル	30,000円		
2	シカ	10,000円		
3	イノシシ (くくりわな及び銃で捕獲)	20,000円		
4	イノシシ (箱わなで捕獲)	10,000円		
5	ノウサギ	3,000円		
6	ハクビシン	3,000円		
7	タヌキ	3,000円		
8	カラス	1,000円		
9	アナグマ	3,000円		
10	アライグマ	3,000円		
	合計			

3 振込口座の情報

- (1) 金融機関名
- (2) 口座名義
- (3) 口座種別
- (4) 口座番号

様式第3号(第4条関係)

事業実績表

対象 動物名	事業区域	農林業 被害	事業 実施時期	捕獲数	許可 年月日	許可番号
サル						
シカ						
イノシシ						
ノウサギ						
ハクビシン						
タヌキ						
カラス						
アナグマ						
アライグマ						

様式第4号(第5条関係)

確認調書

対象野生動物名	申請者	事業区域	農林業被害	事業実施時期	捕獲数	許可年月日	許可番号	適否
サル								
シカ								
イノシシ								
ノウサギ								
ハクビシン								
タヌキ								
カラス								
アナグマ								
アライグマ								
調査員の所見			上記の事業内容を調査しました。 年 月 日 調査員職氏名 印					

様式第5号（第4条・第5条関係）

*確認書類受付日	年 月 日	
**支払確認日	年 月 日	
所 属	氏 名	確認印

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における被害防止目的捕獲確認書

捕獲従事者 氏名	獣種名	成獣・ 幼獣別	頭数	捕獲日	捕獲場所	確認方法	処理加工 施設の 種類	確認者 所属・氏名

* 確認書類受付日は、確認書の提出を受けた日とする。

** 支払確認日は、市が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注1：被害防止目的捕獲許可による捕獲に限る。

注2：「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を記した地図を添付する。

注3：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。

注4：「処理加工施設」の種類は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減量化のための施設を含む。）は「焼却」）を記載する。

注5：書類確認の場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

注6：複数のもので捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付する。

様式第 6 号 (第 5 条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

年度 浜松市野生動物捕獲事業費報奨金

(国庫補助事業分・市単独事業分) 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市野生動物捕獲事業費報奨金について、浜松市野生動物捕獲事業費報奨金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付金の額

円

2 交付の条件

- (1) 当該報奨金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を整え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を 5 年間保管しておかなければならない。
- (2) 報奨金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、浜松市補助金交付規則 (昭和 55 年浜松市規則第 17 号以下「規則」という。) 第 18 条の 2 の規定を準用し、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (3) 報奨金の返還の請求を受け、当該報奨金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定を準用し、交付すべき報奨金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (4) この要綱に基づく市長の指示に従うこと。

様式第7号（第5条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

年度 浜松市野生動物捕獲事業費報奨金

（国庫補助事業分・市単独事業分）不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市野生動物捕獲事業費報奨金について、浜松市野生動物捕獲事業費報奨金交付要綱第5条の規定により、下記の理由のため交付不可とします。

記

交付不可の理由

様式第8号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

年度 浜松市野生動物捕獲事業費報奨金

(国庫補助事業分・市単独事業分) 交付決定取消通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付決定した浜松市野生動物捕獲事業費報奨金について、浜松市野生動物捕獲事業費報奨金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付決定を取り消すこととしましたので通知します。

記

- 1 交付取消の理由
- 2 交付決定額 円
- 3 交付決定取消額 円
(報奨金の返還額)
- 4 返還の期日 年 月 日
- 5 返還方法 上記3の金額を上記4の期日までに次の口座にお振込みください。
 - (1) 金融機関名
 - (2) 口座名義
 - (3) 口座種別
 - (4) 口座番号